○米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金交付規程

平成６年７月１日

告示第187号

（趣旨）

第１条　この規程は、本市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）、産業の振興を目的とした団体等が実施する商工業の活性化を図るための各種事業に対して、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年米沢市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平20告示37・平23告示62・平30告示56・一部改正）

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次項及び第３項の要件を満たすものとする。

２　補助対象者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこと。

(1)　個人　市民税、県民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の滞納がないもの

(2)　法人　法人市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がないもの

３　補助対象者は、次の各号のいずれかに該当すること。

(1)　中小企業者

(2)　本市の産業の振興を目的として組織された団体

(3)　中小企業者で組織された団体

(4)　まちづくり活動を主体的に行うことを目的として組織された団体

(5)　その他市長が認めるもの

（平27告示34・全改、平28告示53・平30告示56・令３告示102・一部改正）

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主催又は共催する別表第１に掲げる事業であって、当該事業を実施しようとする日の属する年度の２月末日までに完了する事業（次のいずれかに該当する事業を除く。）とする。

(1)　この規程以外の本市の要綱等の規定により補助金の交付を受けようとする又は受けた事業

(2)　事業に係る全ての業務を他の者に委託する事業（市長が特に必要と認めたものを除く。）

2　前項の規定にかかわらず、前条第３項第１号に規定する者が主催又は共催する別表第１に掲げる商業活性化事業及び公益事業は、補助対象事業としない。

（平20告示37・全改、平23告示62・平26告示99・平29告示61・平30告示56・令７告示159・一部改正）

（補助対象経費等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第１に掲げる補助対象事業の実施に要する経費から別表第２に掲げる経費を除いたもののうち、市長が必要と認めるものとする。

（平20告示37・全改、平26告示99・平27告示34・平30告示56・一部改正）

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表第１に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（平20告示37・平22告示50・平23告示62・平27告示34・令３告示102・一部改正）

（補助金の交付申請）

第６条　規則第４条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、同条第４号の書類は、次のとおりとする。

(1)　次に掲げる事項を記載した事業計画書

ア　事業の名称

イ　事業の目的

ウ　事業の内容

エ　事業実施予定期間

オ　事業に要する経費及び補助金交付申請額

カ　その他市長が必要と認める事項

(2)　収支予算書

(3)　組合員又は会員名簿及び事業参加者名簿

(4)　納税証明書

(5)　その他市長が必要と認める書類

2　交付申請は、１補助対象者につき年度内１回限りとする。

（平20告示37・平29告示61・平30告示56・平31告示52・一部改正）

（交付の条件）

第７条　規則第６条第１号及び第２号に定める軽微な変更で別に定めるものは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1)　補助対象事業を実施しようとする者の変更

(2)　補助対象経費の100分の20を超える増減

２　補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、前項第１号又は第２号の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　変更の理由及び内容

(2)　事業の内容

(3)　その他市長が必要と認める事項

（平26告示99・全改、平30告示56・令５告示45・一部改正）

（実績報告）

第８条　規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助対象事業を実施する年度の３月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1)　次に掲げる事項を記載した事業実績書

ア　事業の名称

イ　事業の目的

ウ　事業の内容

エ　事業実施期間

オ　事業に要した経費及び補助金交付決定額

カ　その他市長が必要と認める事項

(2)　収支決算書

(3)　その他市長が必要と認める書類

（平20告示37・旧第７条繰下・一部改正、平30告示56・平31告示52・令７告示159・一部改正）

附　則

この規程は、平成６年７月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日告示第37号）

（施行期日）

1　この規程は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の米沢市頑張る商店街応援事業費補助金交付規程の規定は、平成20年４月１日以後に交付決定通知がなされた米沢市頑張る商店街応援事業費補助金について適用し、同日前に交付決定通知がなされた米沢市商店街活性化事業費補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成22年３月31日告示第50号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日告示第62号）

（施行期日）

1　この規程は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金交付規程の規定は、平成23年４月１日以後に交付決定通知がなされた補助金について適用し、同日前に交付決定通知がなされた補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成24年３月30日告示第68号）

（施行期日）

1　この規程は、平成24年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金交付規程の規定は、平成24年４月１日以後に交付決定がなされた補助金について適用し、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成26年４月２日告示第99号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年３月25日告示第34号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月25日告示第53号）抄

（施行期日）

1　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年10月28日告示第244号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月31日告示第61号）

（施行期日）

１　この規程は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金交付規程の規定は、この規程の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成30年３月30日告示第56号）

（施行期日）

１　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金交付規程の規定は、この規程の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成31年３月22日告示第52号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年６月19日告示第140号）

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

（補助金の額の特例）

２　令和２年度分の補助金の額に限り、改正後の米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金交付規程（以下この項において「新規程」という。）別表第１は、次の表のとおりとし、新規程第３条、第４条及び第５条の規定の適用については、新規程第３条、第４条及び第５条中「別表第１」とあるのは「米沢市商工業地域活性化支援事業費補助金交付規程の一部を改正する規程（令和２年米沢市告示第140号）附則別表」とする。

附則別表（附則第２項関係）

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助金の額
商業活性化事業	(1)　商店街等で通用するカードを作成するもの (2)　複数の商店又は商店街への集	中心市街地活性化区域で行う事業であるときは経費の2分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額とし、当該

	客を高めるためにイベント等を行うもの (3)　ホームページを作成するもの (4)　商店街周辺のマップ等を作成するもの (5)　その他市長が適当と認めるもの	地域以外の地域で行う事業であるときは経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
商店街基盤整備事業	(1)　商店街の環境又は施設を整備するもの (2)　商店街の現況把握及び振興のために行う調査等に係るもの (3)　その他市長が適当と認めるもの	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
新商品等開発支援事業	(1)　商品又は製品の開発を行うもの	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
	(2)　試作品の製作等を行うもの (3)　その他市長が適当と認めるもの	補助対象者が第2条第3項第1号に掲げる者の場合で、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該補助対象者が営む事業について、令和2年1月から令和3年2月までの期間でいずれか1か月の売上高が前年同期と比較して10%以上減少しているときは、経費の3分の2に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額とする。
公益事業	(1)　中心市街地活性化区域において、社会貢献活動や地域づくり活動を行うもの (2)　その他市長が適当と認めるもの	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
空き店舗活用事業	(1)　中心市街地活性化区域に存する空き店舗を活用して行う事業のうち次に掲げるもの以外のもの	経費の2分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額とする。

	ア　農業、林業及び漁業 イ　風俗営業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業をいう。） (2)　その他市長が適当と認めるもの	
販路拡大支援事業	(1)　県外又は市長が適当と認めるウェブサイトで開催される見本市、展示会、博覧会等（小売を主たる目的とするものを除く。）に参加するもの (2)　その他市長が適当と認めるもの	経費の2分の1に相当する額又は10万円のいずれか低い額以内の額とする。 補助対象者が第2条第3項第1号に掲げる者の場合で、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該補助対象者が営む事業について、令和2年1月から令和3年2月までの期間でいずれか1か月の売上高が前年同期と比較して10%以上減少しているときは、経費の3分の2に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。

附　則（令和３年３月31日告示第102号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月29日告示第45号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年６月23日告示第159号）

この規程は、公布の日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。

別表第１（第３条、第４条、第５条関係）

（平27告示34・全改、平28告示244・平29告示61・平30告示56・平31告示52・令２告示140・令３告示102・令５告示45・令７告示159・一部改正）

補助対象事業	補助対象事業の内容	補助金の額
商業活性化事業	(1)　商店街等で通用するカードを作成するもの	指定区域（米沢市立地適正

	(2)　複数の商店又は商店街への集客を高めるためにイベント等を行うもの (3)　ウェブサイトを作成するもの (4)　商店街周辺のマップ等を作成するもの (5)　その他市長が適当と認めるもの	化計画に定める都市機能誘導区域の中心地区に該当する区域であって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域である地域をいう。以下同じ。）で行う事業であるときは経費の2分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額とし、当該地域以外の地域で行う事業であるときは経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
商店街基盤整備事業	(1)　商店街の環境又は施設を整備するもの (2)　商店街の現況把握及び振興のために行う調査等に係るもの (3)　その他市長が適当と認めるもの	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
新商品等開発支援事業	(1)　商品又は製品の開発を行うもの (2)　試作品の製作等を行うもの (3)　その他市長が適当と認めるもの	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
公益事業	(1)　指定区域において、社会貢献活動や地域づくり活動を行うもの (2)　その他市長が適当と認めるもの	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
空き店舗活用事業	(1)　指定区域に存する空き店舗を活用して行う事業のうち次に掲げるもの以外のもの ア　農業、林業及び漁業 イ　風俗営業等（風俗営業等の規制及び業務	経費の2分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額とする。

	の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業をいう。） (2)　その他市長が適当と認めるもの	
販路拡大支援事業	(1)　県外又は市長が適当と認めるウェブサイトで開催される見本市、展示会、博覧会等（小売を主たる目的とするものを除く。）に参加するもの (2)　その他市長が適当と認めるもの	経費の2分の1に相当する額又は10万円のいずれか低い額以内の額とする。

別表第２（第４条関係）

（平27告示34・全改、平29告示61・平30告示56・一部改正）

(1)　補助対象事業を主催し、又は共催する者の関係者及びその同居する親族等に対して支出する一切の経費

(2)　補助対象事業を主催し、又は共催する者の飲食に要する経費

(3)　家賃及び光熱水費

(4)　敷金及び礼金

(5)　販売に直接要する経費（商品の仕入れに係る経費及び人件費を含む。）

(6)　店舗、事務所の賃借に要する経費

(7)　保守点検、部品の交換等施設等の維持管理に要する経費

(8)　土地の取得、造成、補償等に要する経費

(9)　補助対象事業（商業活性化事業及び公益事業に限る。）終了後、当該事業以外の事業等に流用できる機材、消耗品等の購入に要する経費

(10)　消費税及び地方消費税

(11)　その他市長が認める経費